

国民年金だより

産前産後期間の国民年金保険料免除制度が始まります！

4月1日から「国民年金第1号被保険者」が出産した際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。免除が認められた期間については、将来被保険者の年金額を計算する際に保険料を納めた期間として扱われます。

▼国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間について国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は出産予定日または、出産日が属する月の3か月前から6か月間について免除されます。

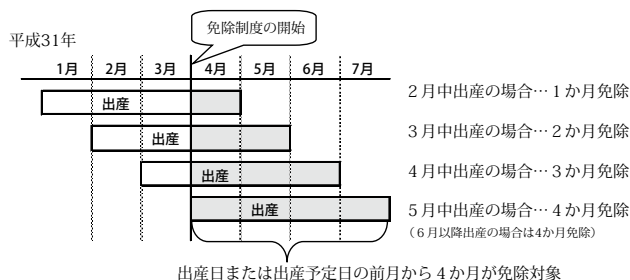
※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

▼対象となる方

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

施行日が平成31年4月1日のため、4月分以降の国民年金保険料が免除対象となります。

国民年金保険料の産前産後期間の免除について



▼申請について

必要書類を整え、町の国民年金担当窓口へ提出してください。

◎届出時期

4月1日以降であれば、受付期限はありません。

◎必要書類

免除申請書（年金事務所または、町の国民年金窓口へ備え付けてあります）

出産前に申請の場合、出産予定日がわかる書類（母子手帳など）

印鑑

※出生の届け出後に申請される方は、特に出産日のわかる書類は必要ありませんが、被保険者と子が別世帯の場合は、出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。（出生証明書等）

年金を受けている方が所在不明になったときは届けが必要

▼1月以上所在不明になったとき

◆年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を速やかに行う必要があります。提出先はお近くの年金事務所です。

◆お届けいただいた後、受給権者ご本人の健在を確認し、所在が不明な場合は、年金の支払いが一時止まります。

◆年金の支払いが止まっている方の所在が明らかになったときは、年金のお受け取りを再開するための手続きが必要になります。お近くの年金事務所までご連絡をお願いします。

■問い合わせ

高知西年金事務所
☎875-1717

2019年4月募集 求職者支援訓練一覧

No.	訓練コース名	実施機関名 (訓練実施施設名)	定員	訓練期間	入所日 終了日	募集期間 (説明会日時)	選考日	選考結果発送 (通知)日
1	ビューティ アロマ・メディカル ハーブ科	(株)ブレマ (アロマテラピースクール バス高知本校)	15	3か月	5月15日(水) 8月14日(水)	3月20日(水)～4月9日(火) 追加募集 4月10日(水)～4月16日(火) 【説明会】随時	4月22日 (月)	4月25日 (木)
2	利用者目線の スキルアップ 介護職員 初任者研修科	日本eLife株式会社 (みずほ介護スクール)	15	3か月	6月11日(火) 9月10日(火)	4月17日(水)～5月14日(火) 追加募集 5月15日(水)～5月21日(火) 【説明会】随時	5月27日 (月)	5月30日 (木)

■就職への第一歩！職業訓練生募集

就職をお考えの方のために、3か月の職業訓練コースを開講します。受講料は無料(テキスト代等は別途必要)。訓練期間中から修了後にわたって、ハローワークと各訓練施設が積極的に就職支援を行います。受講申し込みは、住所を所管するハローワークへお願いいたします。5月以降に募集が始まる訓練のお問い合わせは、ポリテクセンター高知(☎088-833-1324)までお願いいたします。